

重要事項説明書

【令和6年8月16日現在】

1.事業の目的、運営方針

事業の目的	社会福祉法人泰清会(以下、「法人」)が開設するサンライズマリン瀬戸短期入所生活介護事業所(以下「事業所」)が行うユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」)は、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」)に対し、適切な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護(以下「サービス」)を提供することを目的とします。
運営の方針	事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 事業所は要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2.法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

法人名	社会福祉法人泰清会		
所在地	三原市港町一丁目3番22号		
代表者	理事長 後藤 和之		
連絡先	0848-61-5788		

(2) 事業所の概要

事業所名	サンライズマリン瀬戸短期入所生活介護事業所		
所在地	三原市港町三丁目6番29号 (地域密着型特別養護老人ホームサンライズマリン瀬戸に併設)		
利用定員	9名	ユニット数	1
指定事業所番号	広島県 3470901319号		
管理者	久保田 あけみ		

連絡先	Tel 0848-81-0135 Fax 0848-81-0136	
実施地域	三原市	大和町、鷺浦町を除く市内全域

(3) 居室・設備の概要

設備	室数	面積	備考
居室（個室）	9	10.81～11.92㎡	
浴室	1	4.00㎡	一般浴室
面会室	1	9.29㎡	
共同生活室	1	52.93㎡	

(4) 職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
医師	1（職務を行うために必要な数）	利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員	常勤換算1以上	利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を図ります。
介護職員	常勤換算12以上	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。
看護職員	常勤換算1以上	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。
機能訓練指導員	1以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行います。
栄養士等	1以上	利用者の栄養管理及び食事提供に必要な献立業務を行います。

上記については併設する地域密着型特別養護老人ホームと兼務とします。

3. サービスの内容

区分	具体的なサービスの内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供します。 朝食 7：00～8：30 昼食 11：30～13：00 夕食 17：30～19：00 ・適切な食事介助、自立についても援助を行います。 ・利用者の栄養状態をアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養マネジメントを実施します。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回の入浴または清拭を行います。 ・状態や希望に沿って個浴・特浴での対応を実施します。

排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 適切な排泄介助、自立についても援助を行います。 排泄用品は個別のアセスメントに基づき適切に交換を行います。
更衣・整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員による訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
生活相談	利用者およびその家族からの相談について、常に利用者の心身の状況、環境等を的確に把握し、必要な助言・援助を行うように努めます。
健康管理	<p>嘱託医師により、原則週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また緊急を要する場合には、主治医あるいは協力医療機関等の連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>【医療機関名】三原城町病院・つばいクリニック</p> <p>【嘱託医師】中山 泰典（麻酔科） 坪井 啓（泌尿器科・内科）</p>
介護予防	状態悪化防止、心身及び生活機能維持等に努めます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に応じたレクリエーション行事を行います。 安全に配慮し送迎を行います。 常に利用者の家族と連携を図るよう努めます。

4.利用料金（利用者負担金）

(1) 利用者の方にお支払いいただく利用料金は、別紙のとおりです。

金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員等から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

前項に定めるもののほか、別紙に掲げる費用の額をお支払いください。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とします。

5.サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

※サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の都合で終了される場合

実際にサービス等をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護又は要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。

・やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

- ・上記の場合、契約終了後の予約は無効となります。

6.留意事項

面 会 ・ 来 訪	面会時間【8：30～20：00】：（その都度職員に届出）
外 出	所定の用紙を記入のうえ、ご提出ください。
喫 煙	敷地内での喫煙はお断りします。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	本来のご利用に反し破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
金 銭 、 貴 重 品 の 管 理	希望により、担当者（生活相談員他）が管理をさせていただきます。
所持品の持ち込み	居室内に収まる分量で必需品をお持ち下さい。
事 業 所 外 で の 受 診	受診をされる際は、健康管理上必ず看護職員にご連絡ください。
宗 教 活 動 政 治 活 動	事業所内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペ ッ ト	事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

7.緊急時等における対応方法

従業者は、サービス利用中に、利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告します。

8.非常災害等対策

非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置を講じます。

(1) 非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置

- ①消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。
- ②各防災マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新を適宜行い、地域と連携します。

非常災害時の対応	非常災害発生時には、自動通報装置にて消防署に速やかに連絡を行うとともに、サンライズマリン瀬戸自衛消防隊が初期消火・避難誘導を実施します。
防災設備	各居室にスプリンクラー設置。廊下等に適宜消火器設置。
災害対策担当者	金本 清志

(2) 感染症対策のための必要な措置

感染症発生時対応マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新、従業員の研修を実施し感染症の発生・蔓延防止に取り組みます。

(3) 衛生管理のための必要な措置

従業員の清潔保持及び健康状態の管理並びに利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について衛生管理に努め衛生上必要な措置を講じます。

9.虐待防止に関する対応

(1) 利用者の人権の擁護・虐待防止等のための措置

- ①虐待を防止するための指針の整備及び担当者を設置します。

虐待防止対策担当者	山根 祐輔
-----------	-------

- ②虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。
- ③虐待防止推進委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとします。

(2) 虐待発見時の対応

サービス提供中に、従業員又は利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

10.従業員の質の確保

サービスの質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

11.身体的拘束等

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続により身体等の拘束を行う場合があります。身体的拘束等を行う場合は、利用者及び家族に説明をし、同意を得るものとします。

(1) 身体的拘束等の適正化を図るための措置

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

12.個人情報の保護

利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。

13.秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密保持を厳守します。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密をもらすことのないよう必要な措置を講じます。

但し、あらかじめ文書により同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

14.相談窓口・苦情対応

事業者への相談・苦情は以下の窓口で受け付けています。相談・苦情を受け付けた場合には、苦情解決責任者はその内容を確認し、調査を行うとともに、職員等より事情を聴取します。この場合、必要に応じて職員等に管理・指導・改善を実施した後、申出者に対して改善した内容等を書面にて報告します。

(1) 相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談苦情受付担当者	藤原 菜摘
苦情解決責任者	久保田 あけみ
電話番号	0848-81-0135

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

利用者より苦情を受け付けた場合には、苦情を受け付けた後、管理者は苦情内容を確認し、調査を行うとともに、従業者より事情を聴取、必要に応じ従業者等に対し管理、指導、改善を実施した後、利用者に対して改善した内容等を書面にて報告し同意を得ます。

また、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善報告を市町村に提出するとともにその改善内容について利用者に書面で報告し、同意を得るものとします。

(3) 苦情解決処理第三者委員の設置

委員氏名	①原 邦高
住所	三原市沼田西町小原1488-1
電話番号	0848-86-5600【(株)原アルミ建材】
委員氏名	②石井 克昭
住所	三原市港町1丁目5-19
電話番号	0848-62-4056【ナンバ洋服店(株)】

(4) その他の相談・苦情受付窓口

①三原市役所	高齢者福祉課(介護保険係)
住所	三原市港町三丁目5番1号
電話番号	0848-67-6240
受付時間	8:30~17:15(土日祝日年末年始除く)
②尾道市役所	高齢者福祉課
住所	尾道市久保町一丁目15-1
電話番号	0848-38-9440
受付時間	8:30~17:15(土日祝日年末年始除く)
③広島県	国民健康保険団体連合会
住所	広島市中区東白島町19番49号国保会館
電話番号	082-554-0783
受付時間	8:30~17:15(土日祝日年末年始除く)

15. 事故発生時の対応

事故等により利用者の容体等に变化等があった場合は、医師等関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者、保険者等に速やかに連絡・報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。

(1) 事故の発生又は再発を防止するための措置

①事故発生防止のための指針の整備及び担当者を設置します。

安全対策担当者	安宗 美佐子
---------	--------

②事故発生時の報告及び原因分析を通じた改善策の検討し、従業者への対策の周知徹底する体制整備を行います。

③事故発生防止のための委員会を3ヶ月に1回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

④従業者に対し、事故発生防止等の研修を定期的実施します。

(2) 損害賠償

サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

上記の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

16.サービスの記録

事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

上記に関し、電磁的記録により行う場合は、法人が定める個人情報保護管理規定及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行うものとします。

また、利用者から求めがあった場合には、文書又は電子メール等で記録書等を提供します。電子メール等を使用して提供する場合については上記を遵守します。

17.ハラスメント対策

ハラスメントを防止し利用者及び家族等との信頼関係を築き、サービスを継続して円滑に利用していただくための必要な措置を講じます。

(1) ハラスメント防止に対する必要な措置

①ハラスメント相談窓口担当者および防止対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

相談窓口担当者	藤田 満寿美
---------	--------

②従業者の研修を実施します。

③利用者から、身体的及び精神的な攻撃、相当な範囲を超えた過大な要求、個の侵害等の行為、言動等の事案にてサービス提供に支障をきたす場合、又はその恐れがあると認められた時は、本契約の終了を行えるものとします。

なお、利用者及び家族等からのご意見の排除する目的ではなく今後のサービス向上を目的としています。

ハラスメントの例：1.身体的な攻撃、2.精神的な攻撃、3.相当な範囲を超えた過大な要求、4.個の侵害等の行為、言動等

18.協力医療機関・協力歯科医療機関

事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医 療 機 関 名	三原城町病院（内科、外科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科、放射線科）
住 所	三原市城町1-14-14
電 話 番 号	0848-64-1212
医 療 機 関 名	つばいクリニック（泌尿器科内科医）
住 所	三原市港町3-7-12
電 話 番 号	0848-64-0405
医 療 機 関 名	三原市医師会病院（内科、外科、整形外科）
住 所	三原市宮浦一丁目15番1号
電 話 番 号	0848-62-3113
医 療 機 関 名	宗郷町デンタルクリニック（歯科）
住 所	三原市宗郷3丁目3-5
電 話 番 号	0848-62-0440

19.第三者評価の実施状況

実 施 の 有 無	無
-----------	---

20.その他

会議等について、テレビ電話装置等を使用して行う場合については、「16.サービスの記録」に記載する規程等を遵守します。

その他、運営に関する重要な事項は法人と事業所の管理者との協議により定めるものとします。